

# 大阪市建造物緑化等助成制度のご案内

屋上緑化などの緑化にかかる工事費用の一部を助成します

大阪市では、都市景観の向上、環境改善及びヒートアイランド対策、防災性の向上等を目的として、私有地の緑化を推進するため、工事費用の一部を助成します。

## ◆助成の対象や助成額などの概要

対象	条件	助成の上限額 (①②のいずれか少ない額)	対象経費
屋上緑化（広く一般に開放される場合）			
	最小面積 3.3 ㎡以上	①経費の 1/2 ②2 万円/㎡として算出した額 1 件当たり 100 万円	植栽費 基盤整備費等
屋上緑化（当該建築物の利用者に限って開放される場合）			
	最小面積 3.3 ㎡以上	①経費の 1/4 ②1 万円/㎡として算出した額 1 件当たり 50 万円	植栽費 基盤整備費等
屋上緑化（公開されない場合）			
	最小面積 3.3 ㎡以上	①経費の 1/6 ②7 千円/㎡として算出した額 1 件当たり 30 万円	植栽費 基盤整備費等
壁面緑化	建築基準法に定めた道路に 面し視認できる壁面 最小面積 3.3 ㎡以上	①経費の 1/2 ②2 万円/㎡として算出した額 1 件当たり 100 万円	植栽費 基盤整備費等
敷地緑化 ・生け垣	建築基準法に定めた道路に 面し視認できる敷地 奥行き 5m 以内 最小面積 3.3 ㎡以上	①経費の 1/2 ②2 万円/㎡として算出した額 1 件当たり 100 万円 ブロック塀等の撤去は 6 千円/m	植栽費 ブロック塀等 撤去費等

## ◆維持管理の条件

- 事業完了の翌年から 4 年間、毎年、現状報告書を提出いただく必要があります。
- 少なくとも 5 年間は良好な維持管理を行ってください。
- 適切な管理がなされず助成対象の緑化施設を撤去または放置し枯れた場合は、補助金の返還を求めることがあります。

◆屋上緑化事業における『開放』の区分について

①『広く一般に開放される場合（公開）』とは：

デパートやホテルのように、だれでも自由に出入りできる建物に設置される屋上緑化施設の場合

（夜間など管理上一時閉鎖があることは支障ありませんが、少なくとも営業日等の半分以上は開放すること）

完了後、大阪市のホームページ等により積極的にPRします

②『開放されない場合』とは：

事務所ビル等で申請者（のご家族）のみが利用できる場合

また、戸建て住宅は原則として開放されない場合とみなします

③『当該建築物の利用者に限って開放される場合（限定公開）』とは：

上記①②のいずれにも当てはまらない場合で、利用者が限定される建築物に設置される屋上緑化施設の場合

居住者に開放された集合住宅、従業員に開放された事務所ビル、児童に開放された幼稚園・学校等、入所者に開放された老人介護施設・病院・社会福祉施設等（例えば特定の飲食店等の利用者のみが屋上に入出できるような場合も③に当てはまりますが、できるかぎり多数の方の利用が可能なお協力をお願いします）

（常時閉鎖の場合はビル利用者に対し、屋上を利用できる旨を掲示等により周知してください）

◆その他

- ・申請の受付期間は4月1日より12月28日の間ですが、予算の範囲内での助成ですので、申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- ・工事着手後の助成の受付はできません。
- ・申請する年度内に事業を完了することが必要です。
- ・申請にかかる相談、受付、完了後の確認などの事務については（財）大阪市スポーツ・みどり振興協会に委託しています。
- ・詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：

〒552-0005 大阪市港区田中3-1-20（大阪プール内）

（財）大阪市スポーツ・みどり振興協会 みどり推進部

電話06-6575-3871